

欧州連合司法裁判所、数字のみからなる標識の共同体商標への登録可能性について判示

2011年3月16日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、3月10日の判決（C-51/10P）において、数字のみからなる標識が共同体商標への登録可能性について判断を示した。

共同体商標規則（(EC) No 40/94）の第4条によれば、標識がある企業の商品または役務と他の企業のそれとを識別することができる場合には、共同体商標は、数字を含む写実的に表現できるあらゆる標識によって構成することができる。また、同規則第7条(1)(c)によれば、登録することができない商標として、商品または役務の種類、品質、数量などの特徴を示すための標識または表示のみからなる商標が規定されている。

CJEU は、同規則第4条に従い、数字のみからなる標識という事実のみをもって、その標識が共同体商標の登録対象から除外されるものではないとの見解を示したものの、本件においては、クロスワードパズルを含む定期刊行物に対する標識「1000」は、商品の数量を特徴づけるものとして認識されるものであるから、同規則第7条(1)(c)に基づいて拒絶されるべきであると判示した。

なお、共同体商標規則（(EC) No 40/94）は、2009年4月13日に発効した新規則（(EC) No 207/2009）に置き換えられたものの、本判決は適用時期の関係から旧法に基づいている。

<経緯>

クロスワードパズルやリーバスパズルを含む冊子や定期刊行物を出版しているポーランドのAgencja Wydawnicza Technopol社（以下、「Technopol社」）は、2005年、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）に対して「1000」という標識を共同体商標として出願をした。しかし、OHIMは、その標識が出所を示すものではなく出版物を称賛するものとして消費者に認識されるため識別性がないとの理由によって拒絶した。Technopol社はこれを不服として、第一審裁判所¹へ提訴したが、2009年、第一審裁判所はOHIMの判断を支持した。そして、さらにTechnopol社は2010年にCJEUへ提訴した。

<CJEU の判断>

数字のみからなる標識が数量を示すという理由で拒絶されるためには、関連する分野の人々の心証として、それらの数字によって示される数量が登録の請求をされている商品ま

¹ 2009年12月1日のリスボン条約発効により「一般裁判所（General Court）」に名称変更されている。

たは役務を特徴づけていると確信することが合理的でなければならない。商品が含む個数を示す数字によって内容物が簡潔かつ典型的に示される商品、たとえば本件ではクロスワードパズルを含む定期刊行物、の分類を出願が指定している場合、関連する分類の人々にとって数字からなる標識がその数量の記載として、つまり、商品の特徴として認識されると確信することは合理的である、とした第一審裁判所は正しい。

<参考：共同体商標規則（EC）No 40/94 >

第4条 共同体商標を構成することができる標識

共同体商標は、写実的に表現できる標識、特に、個人の名前を含む語、模様、文字、数字、商品の形状又はその包装により構成することができる。ただし、これらの標識が、ある企業の商品又は役務と他の企業のそれとを識別することができるものである場合に限る。

第7条 絶対的拒絶理由

(1) 次に掲げるものは、登録することができない。

(a) 第4条の要件に従わない標識

(b) 識別性を欠く商標

(c) 商品若しくは役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製産の時期、役務の提供の時期、又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある標識若しくは表示のみからなる商標

(d) 通用語において又は公正かつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識若しくは表示のみからなる商標

(e) 次に掲げる形状のみからなる標識

(i) 商品そのものの性質から生じる形状

(ii) 技術的成果を得るために必要な商品の形状

(iii) 商品に本質的価値を与える形状

(f) 公共政策又は一般に是認された道德規範に反する商標

(g) 公衆を、たとえば、商品若しくは役務の性質、品質又は原産地について欺瞞するような性質の商標

(h) 権限のある当局によって許可されていない商標であって、パリ条約第6条の3に従い拒絶されるべきもの

(i) パリ条約第6条の3に規定するもの以外の記章、紋章又は紋章入りの盾を含む商標であって、特定の公共の利益のためのもの。ただし、その登録について適切な当局の同意がある場合は、この限りでない。

(j) ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する地理的表示を含み又はそれよりなる商標であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒についてのもの

(2),(3) 省略

－ CJEU のプレスリリースは，以下参照 －

[A sign composed exclusively of numerals may be registered as a Community trade mark \(PDF\)](#)

－ 判決文は，以下参照 －

[JUDGEEMENT OF THE COURT \(First Chamber\)](#)

(以上)